



〒780-8064

高知県高知市朝倉丁 280 番地 2

社団法人 高知県森林整備公社

TEL (088) 850-7870

FAX (088) 844-0180

e-mail fkosha8@mb.inforiyoma.or.jp

平成17年9月 発行

ホームページアドレス <http://www.inforiyoma.or.jp/fkosha/>

公社の理事長が交替しました

平成17年4月1日付けで理事長に就任しました細川晃です。

日頃から、分収造林契約者の皆様には大変お世話になりありがとうございます。

また、意向調査や契約延長にご協力をいただいておりますが、これまでに6, 100ha余りの期間延長契約ができました。

すでにご存知とは思いますが、公社造林は森林を整備し、契約期間中に伐採した収益を土地所有者の方と分収することとなっています。公社は高知県からの補助金や賛助金と農林漁業金融公庫や市中銀行からの借入金によって森林の整備や社務運営をしております。

しかしながら、長引く木材価格の低迷のため間伐収入や主伐収入の多くを見込めない中で、借入金（利息）の返済を行わなければならない大変厳しい経営を行っています。

このため、平成15年度から経営改善に取り組んでおり、本年度は

- 1、 増収対策として、契約期間延長による木材価値の増大、収入間伐の推進、有効な基盤整備（路網）の推進を図ります。
- 2、 金利対策として、自己負担のない事業を活用した有利子資金の抑制。長伐期（期間延長）への施業転換による低利資金への借換。不成績林や売却不能林、クヌギ林の処分方法の整理を行います。
- 3、 一般管理費対策として、事務の簡素化・合理化を進めるとともに、ホームページ、情報誌等を通じて契約相手方との意思疎通の円滑化を図ります。
- 4、 森林経営費対策として、競争入札の導入や、有利な制度資金を活用した森林の整備を行います。

以上の取り組みを、本年度の重点目標として経営改善に努めていきますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成17年度事業計画

平成17年度事業計画

作業種別	事業区分	公 社 営 林			教 育 森	合 計
		2者	3者	新3者		
保 育	下刈			8	8	8
	除伐	164	9		173	174
	間伐	561	116		677	784
	つる切り	9	10		19	19
	倒木起し	3	2	1	6	6
	保 育 計	737 ha	137 ha	9 ha	883 ha	991 ha
路 網	作業道新設	2,000 m			2,000 m	2,000 m
	作業道修理	28,600 m	3,000 m	500 m	32,100 m	32,500 m
	歩道新設	3,600 m	500 m		4,100 m	4,100 m
	歩道修理	53,360 m	11,410 m		64,770 m	80,510 m
		路 網 計	87,560 m	14,910 m	500 m	102,970 m

平成16年度決算及び17年度予算

(1) 平成16年度決算及び17年度収支予算

(単位:千円)

科 目	16年度決算(収支計算書)			17年度収支予算		
	合 計	一般会計	教育の森	合 計	一般会計	教育の森
【収入の部】						
事業収入	2,104	2,104		2,728	2,728	
事業外収入	7,372	7,372		260	250	10
補助金等収入	222,277	124,276	98,001	195,232	102,536	92,696
交付金収入	78,354	69,950	8,404	77,706	69,461	8,245
負担金収入	614	614				
受託料	92,658	92,658		173,464	173,464	
借入金収入	2,145,213	2,047,623	97,590	3,111,938	3,034,448	77,490
当期収入合計(A)	2,548,592	2,344,597	203,995	3,561,328	3,382,887	178,441
前期繰越収支差額	352,631	307,871	44,760			
収入合計(B)	2,901,223	2,652,468	248,755	3,561,328	3,382,887	178,441
【支出の部】						
森林経営費	267,055	238,874	28,181	236,530	215,008	21,522
一般管理費	103,276	89,685	13,591	105,139	91,591	13,548
元利償還金	2,074,105	1,930,312	143,793	2,996,846	2,853,475	143,371
配分金	3,066	3,066		226	226	
特別損失	4	4				
受託事業	92,658	92,658		173,464	173,464	
当期支出合計(C)	2,540,164	2,354,599	185,565	3,512,205	3,333,764	178,441
当期収支差額(A)-(C)=(D)	8,428	△ 10,002	18,430	49,123	49,123	
計	(B)-(C) 361,059	(B)-(C) 297,869	(B)-(C) 63,190	(C)+(D) 3,561,328	(C)+(D) 3,382,887	(C)+(D) 178,441

(2) 16年度決算(貸借対照表総括表)

(単位:千円)

科 目	合 計	一般会計	教育の森
【資産の部】			
流動資産	453,551	375,124	78,427
固定資産			
基本財産	30,000	30,000	0
その他の固定資産	26,874,075	25,875,656	998,419
固定資産合計	26,904,075	25,905,656	998,419
資産合計	27,357,626	26,280,780	1,076,847
【負債の部】			
流動負債	479,492	402,255	77,237
固定負債	26,848,134	25,848,525	999,609
負債合計	27,327,626	26,250,780	1,076,846
【正味財産の部】			
正味財産	30,000	30,000	0
負債及び正味財産合計	27,357,626	26,280,780	1,076,846

科目の説明

- ・基本財産
 公社の資本金
- ・その他の固定資産
 森林の投資額や、備品などの資産を計上
- ・流動負債
 短期借入金など
- ・固定負債
 長期間の借入金で、県、公庫、市中銀行などからの借入金
- ・正味財産
 資産合計から負債合計を差し引いた額

注) 16年度決算については、千円単位に四捨五入しています。

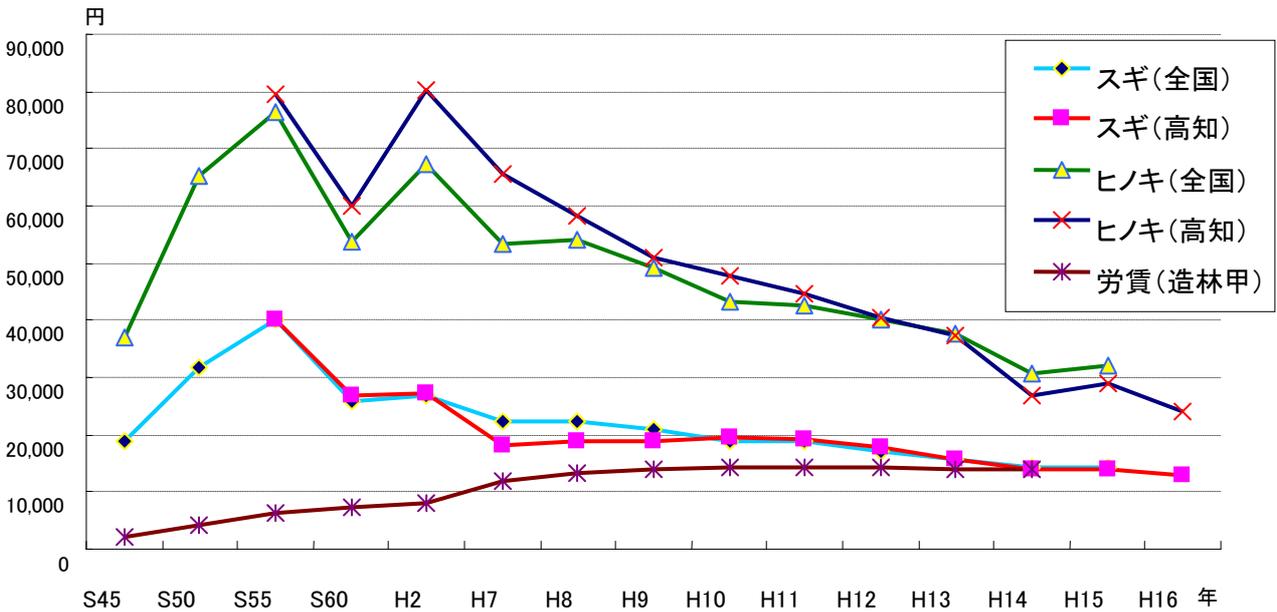
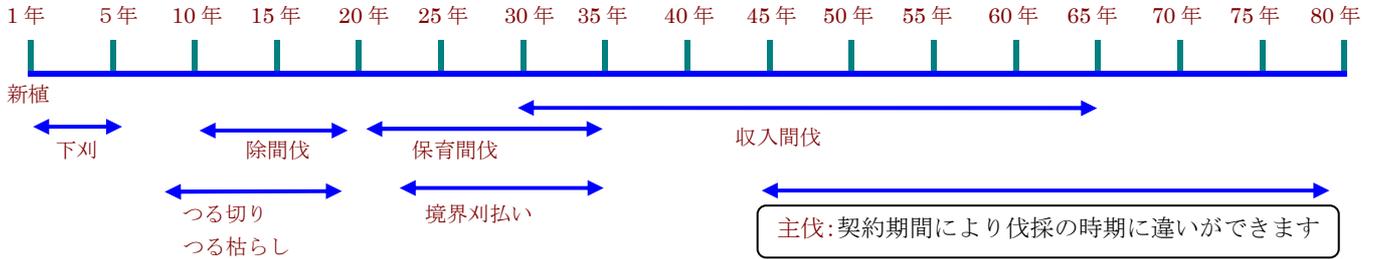
よくある質問 (Q&A)

分収造林契約に係る意向調査で、契約者の皆様から寄せられた様々な意見、お問い合わせについてお答えします。

- 1 (Q) 森林整備公社とはどのようなことをするところですか？
(A) 土地所有者から50年～80年の間土地を借りて、森林を育成しその費用を全て公社が負担し、木材の販売収入を土地所有者と一定割合で分ける（分収造林）事業を行っています。
- 2 (Q) 期間が極めて長期であることから、法律的な担保はありますか？
(A) 分収林特別措置法によって、森林整備公社と土地所有者の権利関係は明確に決められており、契約者は同法に基づいて保護されています。
- 3 (Q) スギやヒノキは何年生で売却するのですか？また、販売の最低の単位（面積）はどの程度ですか？
(A) 50年生～80年生で売却しますが、現在は80年生の山はありません。また、販売の最低の単位（面積）は未定です。
- 4 (Q) 木材価格が低迷していることから、50年生で伐採しても収入は期待するほど入らないと思うが、どのような対応をしていますか？
(A) 昭和36年から50年までに行った分収造林契約は契約期間が50年となっており、収益の期待できるものは主伐して分収のうえ土地所有者にお返しすることを基本方針としていますが、現状では契約期間内に収益が期待できないと思われるものは、土地所有者の理解を得られたものから順次契約期間を見直して、木材の成長に伴う価値の増大を図ることとして延長作業を進めています。
- 5 (Q) 現在、森林整備公社は新植を行っていないと聞きましたが、今後はどのような事業を行うのですか？
(A) 標準施業体系（新植から伐採までの間に行わなければならない作業を体系的に位置付けたもの）に基づき、いままでに造林した植林の除伐や間伐などの保育管理と収入間伐や収益の見込めるもの主伐を行うこととしています。
- 6 (Q) 子供や孫に分収権を相続（贈与）したいと思っていますが、森林整備公社へどのような手続きをすればよいですか？
(A) 相続（贈与）したことを森林整備公社にお知らせくだされば、土地登記簿謄本で相続人の確認をした後、分収造林の契約者として取り扱うこととなります。
・相続等により所有権の異動等があった場合は公社へ必ずご連絡をお願いします。
- 7 (Q) 枝打・除伐・間伐の施業が必要です。
(A) 枝打ちは、技術的な要因及び事業費が高いことから行っておりませんのでご了承をお願いします。
なお、除伐、間伐は施業体系に基づき適期に行うこととしています。
- 8 (Q) 契約期間が長いのでお金が入用な時期があります。換金制度或いは一時貸付金制度はありますか？
(A) 分収造林契約では、伐採前に将来の収益配分を前提とした、換金や貸付金の制度はありません。
- 9 (Q) 土地に係る固定資産税と保安林について教えてください。
(A) 分収造林契約では、「土地所有者は造林地に対する公租公課を負担するものとする」とあり、土地所有者に負担をお願いしています。
なお、保安林の指定を受ければ固定資産税が非課税となります。保安林の指定は土地所有者の申請で指定が可能です。伐採制限や再造林等の義務が課せられます。詳しくお知りになりたい場合は森林整備公社までご相談してください。

公社が行う施業体系

スギ・ヒノキの施業体系



お願いごと

よくある質問の項でも触れましたが、分収造林契約が長期にわたる為、相続・贈与や売買等によって契約者が交替するケースがあります。契約者が交替した場合は必ず公社までその旨連絡をお願いします。また、贈与や売買の時は、次の契約者に分収造林契約の内容を伝えていただきますようお願いいたします。



(社)高知県森林整備公社では、この情報誌を新たな通信の場として契約者や林業関係者のみならず広く県民の皆さまに提供していただくと考えております。今後はより一層充実を図って行きたいと思っております。ご意見やご要望、ご感想等をお寄せいただければ幸いです。

